

第2回座間味村議会臨時会

第1日目

10月20日

平成21年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 2 1 年 1 0 月 2 0 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成21年10月20日 午後2時00分 議長宣言		
	閉 会	平成21年10月20日 午後2時27分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之	6 番	宮 里 祐 司
	2 番	中 村 秀 克	7 番	欠 員
	3 番	金 城 善 昇	8 番	金 城 勝 英
	5 番	金 城 英 雄	9 番	宮 平 秀 保
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	8 番	金 城 勝 英	1 番	宮 里 順 之
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	会 計 課 長	金 城 英 隆
	教 育 長	仲 地 勇	教 育 課 長	宮 村 英 美
	政策調整監兼 総務・企画課長	垣 花 健		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	●公営企業課長	野 崎 康		
	産 業 振 興 課 長	宮 城 武		

平成21年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成21年10月20日午後2時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 3 9 号	座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
4	議 案 第 4 0 号	個別外部監査契約に基づく監査によることについて

○ 議長（宮平秀保）

ただいまから平成21年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後2時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番 金城勝英議員及び1番 宮里順之議員を指名します。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会は、本日1日限りとしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第39号 座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第39号

座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるため、同地方自治法第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成21年10月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

平成9年の地方自治法の改正により村監査委員の監査に加え、外部監査人による監査制度が導入できることとなっており、本村においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年度より施行され個別外部監査の要求が今年度より必要となったことと、併せて今後行政の透明性を確保する為、座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定するため、議会の議決が必要である。これがこの案件を提案する理由である。

座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例

平成21年10月20日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(個別外部監査契約に基づく監査)

第2条 村民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 村議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 村長は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 村長は、次に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

(1) 村が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの

(2) 村が出資しているもので法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの

(3) 村が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの

(4) 村が受益権を有する信託で法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの

村が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

5 村民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附 則

この条例は、平成21年10月20日から施行する。

○ 議長（宮平秀保）

これで、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第39号 座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 座間味村個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第40号

個別外部監査契約に基づく監査によることについて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条に基づく「財政健全化計画書」及び「経営健全化計画書」の両計画を定めるに当たり、長要求の個別外部監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることとするため、議会の議決を求める。

平成21年10月20日提出

座間味村長 宮里 哲

（提案理由）

地方自治法第252条の4第4項に準用される同法第252条の39項第4項の規定により、当該請求について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることについて、議会に付議する必要がある。これがこの案件を提案する理由である。

○ 議長（宮平秀保）

これで、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（宮平秀保）

再開いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 個別外部監査契約に基づく監査によることについては、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成21年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 秀 保

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 宮 里 順 之